

民間共同住宅各戸計量及び各戸収納適用チェックシート

調定番号					
所在地					
名 称					
住宅戸数 及び 店舗等数	住 宅		店舗等（事務所等を含む）		給水方式 <input type="checkbox"/> 受 水 槽 <input type="checkbox"/> 直結給水用増圧装置 <input type="checkbox"/> 直 結 給 水
	総戸数	うち入居数	総店舗等数	うち入居数	
水道メータ の取付数	住居メータ		店舗等メータ	共同設備メータ	水道メータの種別 <input type="checkbox"/> 直 読 式 メ ー タ <input type="checkbox"/> 遠 隔 式 メ ー タ
	個		個	個	

項 目	お客さま	水道局
・住宅の各戸メータは、検定証印等の有効期間内のもので、正常に作動し、住居の外から容易に計量及び取替え等ができること。		
・店舗等について各戸計量及び各戸収納制度を利用する場合、各店舗等のメータは、検定証印等の有効期間内のもので、正常に作動し、店舗等の外から容易に計量及び取替え等ができること。		
・散水栓等共同設備部分について各戸計量及び各戸収納制度を利用する場合、各共同設備部分のメータは、検定証印等の有効期間内のもので、正常に作動し、外から容易に計量及び取替え等ができること。		
・メータの設置場所(メータ検針実施に伴う動線も含む)は、高所、暗所、その他強風、大雨、大雪等の悪天候等によりメータ指示数及びメータ周りの状況を確認することが困難または危険な屋上等の場所を避け、また酸素欠乏危険場所に設置されていない等、水道局の業務に支障のない場所であること。 (ただし、先方検針が可能である等、水道局の業務に支障がない場合は除く。)		
・上記の項目のただし書きに該当する場合(メータ設置場所がメータ指示数等確認することが困難な場合)のメータ検針方法【 (該当しない場合は斜線をする。)		
・メータ上流側に止水栓を設置し、止水栓に部屋番号札を取り付ける等各メータと使用者が容易に判別できるように処置されていること。		
・メータボックス内などメータのまわりは清潔で、物を置いていないこと。(入居者が物を置いた場合は、水道局の業務に支障が生じないように、所有者等が必要な措置を講じること。)		
・建物の入り口が、オートロック式の住宅については、水道局またはその指定する者に対して、暗証番号の教示又は解錠鍵の貸与もしくは所有者等の立会い等の解錠方法を「オートロック解錠方法(変更)届(様式4)」により届け出ていること。なお、解錠鍵の貸与による場合は借用書を取り交わす。		
・メータ設置場所は、施錠していないこと。(やむをえず施錠する場合は、オートロック式の住宅の入り口と同様の取扱いとする。)		
(水道局記入欄) ※検針順路、検針困難箇所がある場合の検針方法の確認等 【 】		

年 月 日 受付	
年 月 日 現地確認	